

# 2026 年度開始の横浜市中学校全員給食物資納入業者資格審査申請 募集要項

## 特記事項（協同組合として申請する場合）

本特記事項は、物資納入業者資格審査に、協同組合として、または協同組合の給食事業部門を受任者として、申請する場合の必要な事項を定めています。

### 1 構成員の主な要件

協同組合または受任者の構成員は、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。

#### (1) 立地条件

原則として、横浜市内に営業施設を有していること。ただし、物資納入を確実に実施できる場合はこの限りでない。

#### (2) 経営状況

ア 相当の資本や販売実績があり、安定した経営を継続していること。

イ 納税義務のある全ての税金を滞納していないこと。

ウ 社会保険（雇用保険、健康保険、厚生年金等）への加入義務がある者は、適切に加入し、保険料の滞納がないこと。

#### (3) 信用状況

ア 原則として、1年以上、登録希望業種に関する事業を継続している者であること。

イ 横浜市外に本店所在地がある場合には、本店所在地において1年以上給食用物資納入事業を継続していること。

#### (4) 衛生状況

ア 給食用物資を取り扱う施設（以下、「物資取扱施設」という）において、業務に必要な営業許可を取得、又は、営業の届出を行っていること。

イ 物資取扱施設に食品衛生責任者を選任していること。

ウ 物資取扱施設においてHACCPに沿った衛生管理を実施していること。

エ 物資取扱施設の「食品衛生監視票」の点数が80点以上であること。減点項目がある場合、適切な改善又は対策ができていないこと。

#### (5) 供給能力

ア 仕入れ及び製造加工能力が所要量を満たしうるもの。

イ 指示の期日、時刻に指定の場所に納入できる輸送能力を有するもの。

ウ 緊急時に即応できる体制、輸送能力を有するもの。

### 2 必要書類

通常必要書類に加えて、次の書類を提出すること。

#### (1) 定款（写）

#### (2) 組合員名簿

(3) 《給食事業部門を受任者とする場合》受任者の構成員、受任者が給食物資納入を行うことに関する組合総会資料及び決議したことが分かる議事録等（該当部分のみ）

(4) 《給食事業部門を受任者とする場合》受任者が給食物資納入を行う旨の協定書（別添参考様式参照）

### 3 その他

組合と組合員が同一の案件において入札参加した場合、当該組合及び組合員の入札書は無効となります。なお、組合内の給食事業部門を受任者とする場合は、受任者と受任者の構成員が同一の案件において入札参加した際の、両者の入札書が無効となります。